

## 「やらなきや損・損！電子申告」

～65万円の経費節減＝インセンティブ～

この65万円は、青色申告特別控除の話ではありません。

ご周知のように、平成18年度における電子申告利用件数は105万件超で、その率は2%の数値目標を超え、平成19年度の3%目標を1年早く前倒ししたことになります。この原因は、代理送信（正確には納税者の電子署名省略）を平成19年1月から認めていただいたことによるものであるといえます。この申告手続きの変更により会計事務所は一気に100%の電子申告体制を目指すことが可能になり、そこに事務所経営上の明確なインセンティブが、「経費節減」という形でもたらされる結果となりました。

会計事務所の経費節減がどの程度可能かについては、その事務所の規模・経営形態・ノウハウによって様々なため、一概には言い切れないものがあります。しかし、当事務所が平成16年の電子申告当初の申告件数（実験的に数十件）と、平成19年度（予測値＝100%電子申告予定）との比較をしたところ、概ね65万円の経費節減がされることが判明しました。当事務所の決算書を4年間比較して、元帳から摘要ごとに推移を出し、試算した結果です。（詳細については12月6日の中川・熱田支部合同電子申告研修会「白鳥国際会議場：参加自由」又は、12月10日のユーザー会パソコン研

修会で発表予定)

実感から業務効率等の向上を考えれば、100万円くらいは経費節減になっているのかとの事前予測でしたが、積上計算できたものは約65万円。しかし、当事務所のような小さな事務所ではなく、大規模事務所であればその額はかなりな大きくなるものと予測され、事務所によっては一人分の給与が節減できる場合も考えられます。間違いなく会計事務所には、大きなインセンティブがもたらされる状態になっているのです。

お隣、韓国の場合、電子申告導入当初、電子申告の量に応じて代理人（税務士等）に1件1万ウォン（上限300万ウォン）の税額控除が認められていました。韓国の電子申告利用率が高いのには他にも多くの理由がありますが、これが急速に普及した要因との一つであり、法人税は100%近い利用率です。我国では、直接的な金銭によるインセンティブがもたらされてはいませんが、結果として電子申告による事務所の経費節減を考えれば、事務所に対するインセンティブはあるといえましょう。

経費削減ができた原因は、昨年度まで現場処理上最大のネックであった「納税者の電子署名を求めていることが払拭された。」ことにつきまます。平成17年度の確定申告時期には、まず、納税者に電子証明書の取得をしていただいていることを前提にして、納税者の電子署名をいただくために関与先に出向き、その場で納税者の署名と

税理士の署名をしてモバイル＋P H Sで送信していました。年に一度しか行かなかったところだったりすると、電子申告どころではなく「やっとかめだねえ（久しぶりですね）。うちの何々が……」とその他の話や相談が始まり、予定通りの巡回ができず大苦戦しました。したがって、現在のように、納税者のI Dさえ教えていただければ、事務所で代理送信できるシステムは昨年までとは雲泥の差で事務効率を向上させてくれました。当初から電子申告にトライしている会員は、このところ電子申告利用数が飛躍的に上昇していることについて、当然の結果として認識しています。

次回確定申告からは、この代理送信に加えて、具体的なインセンティブとして、平成19年度税制改正で盛り込まれた5000円の税額控除があります。しかし、「5000円だけじゃインセンティブにならない。」というご意見も多く伺っています。これは、総務省が政策的に盛り込んだ、納税者向けの「電子証明書取得控除」と理解しています。電子申告に参加しない税理士会員にとってはむしろ納税者から、これを求められたら厄介なだけの控除制度になってしまいうもしれません。確かに、5000円では圧倒的にやる気になるインセンティブではありません。

私は平成18年5月に、名古屋税理士会政治連盟と日税連情報システム委員会のお力を借りて、時のI T担当大臣に直接「電子申告普及のための提言」をさせていただく機会をいただきました。その

時は、「電子申告除額10万円！」を主張しました。誠に僭越な話であり、個人的な暴走発言ともいえますので、反省もしていますが、政府が2010年50%を目標とするのであれば、それくらいないとインセンティブらしいインセンティブにはならないということについては今でも確信しています。

未だに、電子申告をやらない理由にセキュリティ問題を上げる方がいらっしやいます。この件は、最近、つぎの笑話に共通するものを感じています。明治12年の話ですが、コレラが日本に上陸した際の予防策といわれていたものがありました。「コレラは電話線を伝ってうつる。」ということで、電話線の下を扇でよけて通ったり、電話機に嚴重な囲いをしたりして、電話を使わないようにしたそうです。このために電話の普及が数年遅れたとか。今の「インターネット＝悪」論と同じです。技術的面において、インターネットの事故、セキュリティ問題は確かにありますし、いくら完璧なセキュリティと言っても、100%とはいえません。しかしながら、セキュリティ問題の多くは人的問題です。漏洩その他セキュリティ問題は人の心構えが原因の場合がほとんどです。風邪ウイルスまでインターネットから移るほどインターネットは万能ではありません。セキュリティ問題を電子申告しない理由に上げるのは、ただやりたくないからです。

まとめとして、論語の名言「君子は義にさと、小人は利にさと

る」(行動に際して、義を優先させるのが君子、利を優先させるのは小人である。)があります。ここまで電子申告に関する現在の実際の報告をしてきましたように、確かに電子申告にインセンティブがあることは明らかです。しかし、電子申告への参加はそのためではなく、国策である電子政府(=「小さな政府」づくり)への参加運動と考えたいです。さらに、全税理士会員が税理士として積極的に参加していただくことが、電子世界でも業務独占を堅持していく唯一の方法です。目先の利も生活のためには大切ではありますが、大きな視点で電子申告を捉えていただき、まだ参加していない方は参加をお願いします。そして、自分の申告だけでいいと思いの方は、関与先まで思い切って電子申告に切り替えていただくことを期待いたします。なんとと言っても、電子申告利用率はまだ3%です。少しでも電子申告の利用率を向上させることが、税理士自身の職域防衛であると信じて、がんばりましょう。

「電子申告やるアホウにやらないアホウ、同じアホウなら、やらなきゃ損・損！！」